

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省  
国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成 28 年 6 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 基本測量（水準測量）
- 2 作業期間 平成 28 年 6 月 20 日から平成 29 年 3 月 10 日まで
- 3 作業地域 鳥栖市及び三養基郡基山町